五、日本プロパンガス株式会社に対する件

昭和四十七年（排）第二十四号

排除命令

香川県丸亀市昭和町十四番地
日本プロパンガス株式会社
右代表者　代表取締役　竹中由臣

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第六条第二項の規定による聴聞をした後、同条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一　日本プロパンガス株式会社は、昭和四十七年四月二十五日から同年八月二十五日までを期間とし、一般消費者を対象に、「香港、マカオご招待セール」と称して行なった懸賞による景品類の提供が、景品表示法第三条に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」（昭和三十七年公正取引委員会告示第五号）第一項および第三項の規定に違反したものである旨をすみやかに公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

二　同社は、今後一年間、「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」備考第一項各号のいずれかの方法により景品類の提供を行なうときは、あらかじめ、その旨を当委員会に届け出なければならない。

三　同社は、第一項に基づいて公示を行なったときは、遅滞なく、文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　実

一　日本プロパンガス株式会社は、肩書地に主たる事務所を置き、プロパンガス、灯油、住宅設備機器等の卸売業および小売業を営む事業者である。

二　日本プロパンガス株式会社は、「香港、マカオご招待セール」と称し、昭和四十七年四月二十五日から同年八月二十五日までを期間とし、期間中、住宅設備機器等を購入した者に対し、購入額五万円ごとに抽せん券一枚を与え、抽せんにより、香港、マカオ旅行招待（三泊四日、一人当り経費七万六千円）五十本、東芝カラーテレビ（十二万円相当）一本および東芝ホーコ鍋（二千円相当）二十本（総額三百九十六万円）を提供することを企画し、この企画を実施した。

三　しかるに、当該懸賞に係る取引の価額は五万円であって、懸賞により提供することができる景品類の価額の最高額は三万円である。

したがって、前記景品類のうち、「香港、マカオ旅行招待」および「東芝カラーテレビ」の価額は、この制限をこえるものである。また、当該懸賞に係る取引の予定総額は、二千四百万円であって、懸賞により提供することができる景品類の価額の総額は、四十八万円である。したがって、前記景品類の総額は、この制限をこえるものである。

法　令　の　適　用

前記事実によれば、日本プロパンガス株式会社の行為は、景品表示法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」備考第一項第一号に該当する懸賞であって、同制限第一項および第三項に違反する。

よって、主文のとおり命令する。

昭和年四十七年十二月二十二日

公正取引委員会

委員長　高橋俊英
委員　高橋勝好
委員　橋本徳男
委員　呉文二
委員　滝川正久